

# 3年ぶりのリアル&オンライン開催決定！

海にいいこと、やさしいこと、はじめよう！

## 東京湾大感謝祭2022

2022年10月15日（土）／16日（日）・横浜大さん橋ホール、周辺海上



東京湾再生官民連携フォーラム

官民のSDGsアクション発表と交流の場

### SDGs東京湾

-これからのライフスタイルがここにある-



### 出展・協賛ご案内 (横浜大さん橋ホール一次案内)



東京湾大感謝祭は、市民や企業・団体と国・自治体がともに、海の再生やライフスタイルの転換を考え、行動するきっかけを提供する場として開催いたします。皆様のSDGsの取り組み発表・PRなどにご活用いただけます。

- 催 事 名：東京湾大感謝祭2022
  - 会 期：2022年10月15日（土）～16日（日） 10：00～17：00  
※16日（日）は午後4時30分まで
  - 会 場：横浜大さん橋ホール、周辺海上
  - 主 催：東京湾大感謝祭実行委員会
  - 共 催：国土交通省関東地方整備局 横浜市 東京湾再生官民連携フォーラム  
(一財)みなと総合研究財団 東京湾の環境をよくするために行動する会  
横浜港ポート天国推進連絡協議会
  - 特別協力：環境省
- (2021年度実績より予定)

#### ■お申込み(出展受付)

東京湾大感謝祭2022 出展者事務局 担当：稲村、三橋  
〒113-0033 東京都文京区本郷3-6-9エルデ本郷館5F（株）スリービー内）  
TEL. 03-5805-1059 FAX:03-5805-1058 e-mail（申込書送信先）：tbsaisei@threeb.co.jp  
※東京湾大感謝祭実行委員会事務局より出展受付の運営委託を受けご案内しています。

#### ■事務局

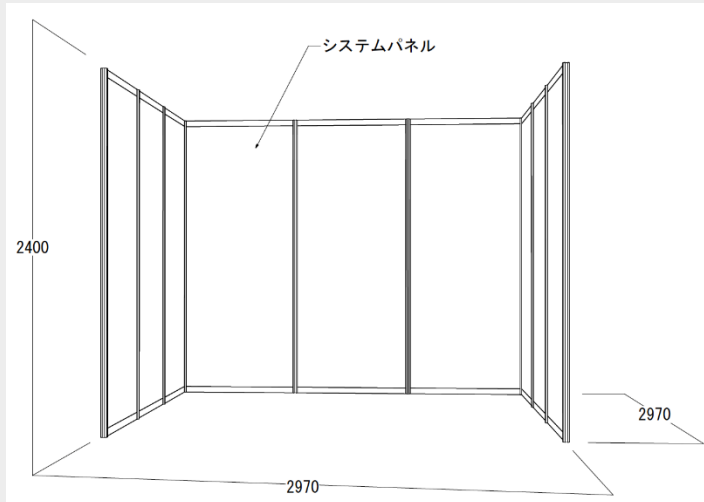
東京湾大感謝祭実行委員会事務局 担当：間瀬、吉野  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビル4F（一般財団法人みなと総合研究財団内）  
TEL.03-5408-8298 e-mail. [fes@tbsaisei.com](mailto:fes@tbsaisei.com) URL <http://tbsaisei.com/>

# 横浜大さん橋ホールと公式サイトでPRいただけます。

出展分野：環境・エコ、レジャー、飲食・物産、物販・アウトレットなど

## ■大さん橋ホール出展ブース仕様(予定)

- 1.ブースサイズ：W3m×D3m×H2.4m
- 2.壁面パネル



## ■オンライン展示・記事紹介プラン

プロのライターが出展・協賛者の皆様を取材し読み物としてお届けします。

①記事紹介  
②動画紹介  
③写真紹介  
④社名・ロゴ掲載  
⑤SDGsロゴ掲載

ウィズコロナ時代におけるオンライン発信の重要性の高まり！

さまざまなステークホルダーに向けた情報発信による  
ブランドイメージ向上とESG投資対応！

プロのライターがわかりやすく貴社の製品やSDGsの取組をご紹介します！

メニュー	内容
①記事紹介	プロのライターが出展・協賛者を電話取材し製品・サービスやSDGsの取組等をわかりやすい記事にてご紹介いたします。※記事は1500文字まで。
②動画紹介	記事中で出展・協賛者の紹介動画を掲載。出展・協賛者の既存のYoutubeデータ等を利用。※動画は1点まで。動画：1080p/30fps 最長10分(600MB) MPEG4 (.mp4)
③写真紹介	記事中で出展・協賛者の紹介写真を掲載。出展・協賛者の既存の画像データ等を利用。※写真は3点まで。写真：JPEG形式・解像度240dpi以上、高さ1200ピクセル以上推奨
④社名・ロゴ掲載	出展・協賛者の社名・ロゴ、URLを掲載します。※リンク指定可
⑤SDGsロゴ掲載	記事内容に関連するSDGsロゴの掲載が可能です。※SDGsロゴは3点まで。

No.	出展メニュー	出展料(税別)
A	一般(企業・団体)： 出展ブース/オンライン展示・記事紹介	30万円
B	市民団体： 出展ブース/オンライン展示・記事紹介	5万円

# 東京湾大感謝祭2022・横浜大さん橋ホール 展示会出展・協賛契約規約

## 第1条 規約の履行

本イベントにおいて展示、協賛、ステージ等をおこなう企業・団体等(以下出展者という)は、以下に記載する各規定および主催者から提示される「出展マニュアル」に記載する各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反した場合若しくは第三者への迷惑行為、公序良俗に反する行為があると主催者が判断した場合、主催者は出展・協賛申込の拒否、出展・協賛契約の解約、小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除の指示を、それぞれ行うことができるものとします。その際、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展・協賛契約の解約、小間・展示物・装飾物・協賛内容の撤去・変更・削除によって生じた出展者および関係者の損害について主催者は一切補償しないとともに、主催者に損害があった場合には、出展者にその全額を賠償していただきます。これにつき出展者は、主催者に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。出展者はあらかじめ了解のうえ、本出展・協賛申し込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。

## 第2条 出展・協賛資格

出展者は、主催者が定める本イベントの主旨に沿う製品・サービスを提供する企業・団体その他の事業体に限定され、主催者は製品・サービス等が、本イベント主旨に合致するか否かを決定する権利を有します。

## 第3条 出展者名

出展・協賛申込書に記入された出展者名は、本イベントの告知広告、公式Webサイト、ガイドブックなどに掲載される場合がありますので、必ず正式名称をご記入ください。

## 第4条 展示期間及び展示時間

展示期間は、2022年10月15日から同年10月16日までの2日間とし、展示時間は初日は午前10時から午後5時まで、最終日は午前10時から午後4時30分までとします。

## 第5条 展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割の決定

展示小間位置・協賛プラン・ステージ時間割は、出展契約日、出展規模、出展・協賛プラン・ステージ内容等を考慮のうえ主催者が決定します。主催者は、なるべく出展者の意向を尊重するよう努めますが、必ずしもすべての意向を反映させることができないことをご了承いただけます。

## 第6条 出展契約の成立

出展者が出展・協賛申込書を提出し、主催者がそれを受理した日をもって、出展・協賛契約の成立とします。

## 第7条 出展・協賛料金の支払

出展者は、請求書に記載された期限までに、請求された出展・協賛料金全額を主催者の指定する銀行口座へ振り込むものとします。支払期日までに出展・協賛料金のお振込が確認できない場合は、出展・協賛契約は解約となります。この場合、主催者に損害がある場合には、出展者はその全損害を賠償するものとします。出展・協賛料金は、お申込みいただいた展示小間スペース及び出展ブース基本パッケージ・協賛プランの使用対価となります。出展・協賛に際しては、お支払いいただく出展・協賛料金のほかに、装飾費(自社装飾)、またこのほか利用に応じて電気工事費等の諸費用が発生する場合があります。それらについては全額出展者の負担となります。

## 第8条 出展・協賛契約の解約

出展者が出展・協賛契約成立後にその全部または一部を解約する場合は、必ず文書にて行わなければなりません。その際、出展者には下記の解約料をお支払いいただきます。

① 出展・協賛契約成立の日から2022年8月8日までは、出展・協賛料金の50%

② 2022年8月8日以降は、出展・協賛料金の100%

- ・ 解約料を越える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。
- ・ 解約料は、請求書に記載された期限までに請求書に指定された銀行口座へ振り込むものとします。

## 第9条 遅延損害金

出展者において、本出展・協賛契約上の金銭債務の履行を遅延した場合には、遅延の日から年14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。

## 第10条 転貸の禁止

出展者は主催者の許可なく、契約小間・協賛プランの全部または一部を他者へ譲渡、貸与等(譲渡料、貸与料等の有無を問わず)を行うことはできません。

## 第11条 展示会の中止

主催者は、主催者の都合により、または天変地異及び新型コロナウイルス感染症拡大により、いつでも本イベントの全部または一部を中止することができるものとします。この場合、主催者は、出展者に対して、開催中止となった部分の割合(一部中止の場合)及び開催残余日数等を基準として、主催者が相当と認める額を出展者に払い戻しますが、それ以外には、一切の責任を負いません。

主催者の都合以外の理由によって、展示会の全部または一部が中止になった場合(主催者が中止せざるを得ないと判断した場合を含みます)、主催者は、出展者に対し一切の責任を負いません。

## 第12条 損害賠償責任

主催者は理由の如何を問わず、出展者及びその関係者が会場を使用して出展することを通じて被った人身及び財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展者は、その従業員、代理人、関係者の故意、過失または無過失によって、会場の施設及びその設備等や、第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。

主催者が、これらの損害の賠償請求を受けた場合、出展者は自らの責任でその支払いを行うと共に、主催者に損害が生じた場合には、弁護士に支払った着手金・報酬金等も含め、その全額を速やかに主催者に支払うものとします。

主催者は本イベントにおける一切の制作物の中に生じた誤字、脱字等に関する責任を負わないものとします。

## 第13条 搬入と搬出・撤去

出展者は、主催者が提供する指定された期間内に小間装飾、展示品の搬入を行い、展示会の開催までにすべての小間装飾を完成させるものとします。また出展者は、すべての展示品及び装飾物の搬出・撤去を「出展マニュアル」に規定された期間内に完了するものとします。これらの期間内に作業を完了させることができず、主催者及び関係者に損害が生じた場合、出展者は、それによって主催者及び関係者に生じた全損害を賠償するものとします。

## 第14条 展示規定

出展者は、装飾方法、展示方法等に関し、主催者の指示及び主催者が提供する「出展マニュアル」に従わなければなりません。出展者は自社の展示が近隣の出展者などの妨げにならないようにしなければなりません。万一、近隣の出展者とトラブル等があった場合には、主催者の規定をもとに妨害、違反の有無の判断をし、出展者はこの判断に従うものとします。

## 第15条 消防・安全・衛生

出展者は、会場に適用される消防及び安全・衛生にかかわるすべての法規、規則を厳守しなければなりません。

## 第16条 写真・ビデオ撮影

本イベントにおける写真・ビデオ撮影等を許可する権利、その他映像に関する一切の権利は主催者が有します。

## 第17条 個人情報の取り扱い

出展者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出展者が責任をもって管理・運用するものとします。万一、来場者に損害が生じた場合、出展者が全責任を負うと共に、自ら責任を持って紛争を解決するものとします。

運営、施工、電気等の委託会社には業務上の理由で出展者の情報を提供いたしますが、ご了承ください

## 第18条 管轄裁判所

本出展契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、東京地方裁判所を第1管轄裁判所とします。

# 東京湾大感謝祭2022・横浜大さん橋ホール 展示出展申込書

FAX.03-5805-1058 ※申込締切 2022年7月29日（金）

申込日 年 月 日

当社（出展者）は、東京湾大感謝祭2019に展示出展を申し込みいたします。また、本申込書裏面に記載された展示会出展契約規約および主催者が必要と認めるその他の追加規約を遵守することに同意します。主催者事務局（東京湾大感謝祭実行委員会）は、この出展申込書を受け付け次第、請求書を発行いたします。

■出展者名 ※出展者名は必ず正式な法人名をご記入ください。この出展者名は、公式Webサイトなどの出展者一覧に掲載いたします。

フリガナ		フリガナ		印 (必須)
出展者名		代表者名		

■出展窓口担当者 ※必ず正式名をご記入ください。

所属		役職	
氏名		e-mail	
住所	〒		
電話		FAX	

■申込内容

<input type="checkbox"/> 展示ブース	1 小間 (3×3m)	300,000円 (消費税別)	小間 =	万円
<input type="checkbox"/> 協賛プラン			小間 =	万円

■請求書送付先(出展窓口担当者と異なる場合)

所属		役職	
氏名		e-mail	
住所	〒		
電話		FAX	

■お申込・お問い合わせ先:

東京湾大感謝祭実行委員会（出展受付）  
〒113-0033 東京都文京区本郷3-6-9エルデ本郷館5F 株式会社スリービー内  
TEL.03-5805-1059 FAX.03-5805-1058 e-mail tbsaisei@threeb.co.jp

東京湾再生官民連携フォーラム事務局（東京湾大感謝祭PT）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10 第2虎の門電気ビル4階（一財）みなと総合研究財団内  
TEL.03-5408-8298 FAX.03-5408-8741

事務局 処理欄				